

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）（新旧対照表）

改正後	現 行
I 総則 I－1 前払式支払手段の範囲等 （略） I－1－4 電子決済手段に該当する前払式支払手段について 利用者保護及び業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、前払式支払手段発行者は、<u>内閣府令第 23 条の 3 第 1 項第 3 号</u>により、電子決済手段（法第 2 条第 5 項に規定する電子決済手段をいう。）に該当する前払式支払手段を発行してはならないとされていることに留意する。 この点、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第 2 条第 2 項を踏まえて、発行者がブロックチェーン等の基盤を利用して不特定の者に対して流通可能な仕様で発行し、発行者や加盟店（<u>適格寄附金受領者（内閣府令第 23 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する適格寄附金受領者をいう。以下同じ。）を含む。</u>）以外の不特定の者に対する送金・決済手段として利用できる前払式支払手段など、移転を完了するためにその都度、発行者の承諾その他の関与を要しない前払式支払手段については、内閣府令第 1 条第 3 項第 4 号に規定する残高譲渡型前払式支払手段、同項第 5 号に規定する番号通知型前払式支払手段その他その移転を完了するためにその都度当該前払式支払手段を発行する者の承諾その他の関与を要するものには該当せず、電子決済手段に該当することに留意する必要がある。 （略） II 前払式支払手段発行者の監督上の評価項目 II－1 法令等遵守 II－1－2 反社会的勢力による被害の防止 （略） II－1－2－1 主な着眼点	I 総則 I－1 前払式支払手段の範囲等 （略） I－1－4 電子決済手段に該当する前払式支払手段について 利用者保護及び業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、前払式支払手段発行者は、<u>内閣府令第 23 条の 3 第 3 号</u>により、電子決済手段（法第 2 条第 5 項に規定する電子決済手段をいう。）に該当する前払式支払手段を発行してはならないとされていることに留意する。 この点、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第 2 条第 2 項を踏まえて、発行者がブロックチェーン等の基盤を利用して不特定の者に対して流通可能な仕様で発行し、発行者や加盟店以外の不特定の者に対する送金・決済手段として利用できる前払式支払手段など、移転を完了するためにその都度、発行者の承諾その他の関与を要しない前払式支払手段については、内閣府令第 1 条第 3 項第 4 号に規定する残高譲渡型前払式支払手段、同項第 5 号に規定する番号通知型前払式支払手段その他その移転を完了するためにその都度当該前払式支払手段を発行する者の承諾その他の関与を要するものには該当せず、電子決済手段に該当することに留意する必要がある。 （略） II 前払式支払手段発行者の監督上の評価項目 II－1 法令等遵守 II－1－2 反社会的勢力による被害の防止 （略） II－1－2－1 主な着眼点

改正後	現行
反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消するための態勢整備及び反社会的勢力による不当要求に適切に対応するための態勢整備の検証については、個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。 (1) (略) (2) 反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築 反社会的勢力との関係を遮断するための対応を総括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築され、機能しているか。 特に、一元的な管理態勢の構築に当たっては、以下の点に十分留意しているか。 ① 反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを構築し、適切に更新（情報の追加、削除、変更等）する体制となっているか。また、当該情報の収集・分析等に際しては、グループ内で情報の共有に努め、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関等から提供された情報を積極的に活用しているか。さらに、当該情報を加盟店（適格寄附金受領者を含む。以下同じ。）を含めた取引先の審査や当該前払式支払手段発行者における株主の属性判断等を行う際に、適切に活用する体制となっているか。 ②・③ (略) (3)～(7) (略)	反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消するための態勢整備及び反社会的勢力による不当要求に適切に対応するための態勢整備の検証については、個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。 (1) (略) (2) 反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築 反社会的勢力との関係を遮断するための対応を総括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築され、機能しているか。 特に、一元的な管理態勢の構築に当たっては、以下の点に十分留意しているか。 ① 反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを構築し、適切に更新（情報の追加、削除、変更等）する体制となっているか。また、当該情報の収集・分析等に際しては、グループ内で情報の共有に努め、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関等から提供された情報を積極的に活用しているか。さらに、当該情報を加盟店を含めた取引先の審査や当該前払式支払手段発行者における株主の属性判断等を行う際に、適切に活用する体制となっているか。 ②・③ (略) (3)～(7) (略)
Ⅱ—2 利用者保護のための情報提供・相談機能等	Ⅱ—2 利用者保護のための情報提供・相談機能等

改正後	現 行
Ⅱ－２－６ 不適切利用防止措置 <u>情報通信技術の発展等に伴い、個人間で支払手段の移転を行うことが可能な形態の前払式支払手段や寄附のために使用できる前払式支払手段が登場してきている。</u> このような前払式支払手段の移転等が、例えば、公序良俗を害するような不適切な取引に利用されることがないようにすることが必要と考えられる。 これらを踏まえ、<u>内閣府令第 23 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに同条第 2 項に規定される措置に関する監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</u> なお、字義どおりの対応がなされていない場合であっても、当該前払式支払手段発行者の規模や特性などからみて、不適切利用防止の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではない。 Ⅱ－２－６－１ 主な着眼点 (1) (略) (2) <u>内閣府令第 23 条の 3 第 1 項第 2 号に掲げる前払式支払手段を発行する場合</u> 以下の各事項を講じているか。 ①～⑤ (略) (3) <u>寄附のために使用される前払式支払手段を発行する場合</u> 以下の措置を講じているか。 ① <u>適格寄附金受領者との契約やシステムの整備等を通じて、自らが発行する前払式支払手段を使用した 1 回当たりの寄附の金額が内閣府令第 23 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する金額を超えないようにするために必要な体制の整備</u> ② <u>自らが発行する前払式支払手段が適格寄附金受領者以外の者に対する寄附に使用されることを防止するために必要</u>	Ⅱ－２－６ 不適切利用防止措置 <u>情報通信技術の発展に伴い、個人間で支払手段の移転を行うことが可能な形態の前払式支払手段が登場してきている。</u> このような前払式支払手段の移転が、例えば、公序良俗を害するような不適切な取引に利用されることがないようにすることが必要と考えられる。 これらを踏まえ、<u>内閣府令第 23 条の 3 第 1 号及び第 2 号に規定される措置に関する監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</u> なお、字義どおりの対応がなされていない場合であっても、当該前払式支払手段発行者の規模や特性などからみて、不適切利用防止の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではない。 Ⅱ－２－６－１ 主な着眼点 (1) (略) (2) <u>内閣府令第 23 条の 3 第 2 号に掲げる前払式支払手段を発行する場合</u> 以下の各事項を講じているか。 ①～⑤ (略) (新設)

改 正 後	現 行
<u>な体制の整備</u> ③ <u>利用者が寄附とそれ以外の用途への前払式支払手段の使用を誤認することを防止するための体制の整備</u> ④ <u>適格寄附金受領者へのなりすましや不適切な利用を検知する体制の整備</u> ⑤ <u>適格寄附金受領者へのなりすましや不適切な利用を検知した場合の速やかな利用停止等の対応の実施</u> <u>また、適格寄附金受領者の管理にあたっては、Ⅱ－３－５に準じて必要な措置を講ずる必要があることに留意する。なお、適格寄附金受領者が加盟店（適格寄附金受領者を除く。）にも該当する場合には、それぞれの契約の内容に混同が生じないように留意する必要がある。</u> Ⅱ－２－９ 不正取引に対する補償 （略） Ⅱ－２－９－１ 主な着眼点 ① <u>内閣府令第 23 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 23 条の 3 第 1 項第 4 号に基づき、前払式支払手段の発行の業務に関し、不正取引が行われたことにより発生した損失の補償その他の対応に関する方針（以下「補償方針」という。）を策定し、前払式支払手段の利用者への情報提供を行うとともに、不正取引が発生した場合に損失が発生するおそれのある前払式支払手段の利用者以外の者も容易に知りうる状態においているか。</u> （略） （注 2）<u>内閣府令第 23 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する「前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし必要があると認められる場合」とは、例えば、銀行等の提供する口座振替サービスと連携した前払式支払手段を発行する場合な</u>	Ⅱ－２－９ 不正取引に対する補償 （略） Ⅱ－２－９－１ 主な着眼点 ① <u>内閣府令第 23 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 23 条の 3 第 4 号に基づき、前払式支払手段の発行の業務に関し、不正取引が行われたことにより発生した損失の補償その他の対応に関する方針（以下「補償方針」という。）を策定し、前払式支払手段の利用者への情報提供を行うとともに、不正取引が発生した場合に損失が発生するおそれのある前払式支払手段の利用者以外の者も容易に知りうる状態においているか。</u> （略） （注 2）<u>内閣府令第 23 条の 3 第 4 号に規定する「前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし必要があると認められる場合」とは、例えば、銀行等の提供する口座振替サービスと連携した前払式支払手段を発行する場合など、前払</u>

改正後	現 行
ど、前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし、前払式支払手段の利用者以外に損失が発生するおそれのある場合をいう。 ② 補償方針には、少なくとも以下の事項が定められているか。 イ. ～ホ. (略) (注) ハに定める事項については、内閣府令第 23 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 23 条の 3 第 1 項第 4 号に基づき、当該事項に関する連携先との契約内容の全てについて利用者への情報提供等を行う必要までではないが、少なくとも、被害者に対する補償の実施者については利用者への情報提供等を行う必要があることに留意する。 ③・④ (略)	式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし、前払式支払手段の利用者以外に損失が発生するおそれのある場合をいう。 ② 補償方針には、少なくとも以下の事項が定められているか。 イ. ～ホ. (略) (注) ハに定める事項については、内閣府令第 23 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 23 条の 3 第 4 号に基づき、当該事項に関する連携先との契約内容の全てについて利用者への情報提供等を行う必要までではないが、少なくとも、被害者に対する補償の実施者については利用者への情報提供等を行う必要があることに留意する。 ③・④ (略)
Ⅱ－3 事務運営	Ⅱ－3 事務運営
Ⅱ－3－5 加盟店の管理（第三者型発行者のみ）	Ⅱ－3－5 加盟店の管理（第三者型発行者のみ）
第三者型発行者については、利用者に物品等・役務を提供するのは主に<u>加盟店（適格寄附金受領者を除く。以下、Ⅱ－3－5において同じ。）</u>であるため、前払式支払手段に係る不適切な使用を防止する趣旨から、加盟店が販売・提供する物品等・役務の内容について、公序良俗に反するようなものではないことを確認する必要がある。 なお、法第 10 条第 1 項第 3 号に規定する「公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがある」とは、犯罪行為に該当するなどの悪質性が強い場合のみならず、社会的妥当性を欠き、又は欠くおそれがある場合を広く含むものであり、こうしたものが含まれないように加盟店管理を適切に行う必要があることに十分留意する。 また、前払式支払手段の決済手段としての確実性を確保する観	第三者型発行者については、利用者に物品等・役務を提供するのは主に<u>加盟店</u>であるため、前払式支払手段に係る不適切な使用を防止する趣旨から、加盟店が販売・提供する物品等・役務の内容について、公序良俗に反するようなものではないことを確認する必要がある。 なお、法第 10 条第 1 項第 3 号に規定する「公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがある」とは、犯罪行為に該当するなどの悪質性が強い場合のみならず、社会的妥当性を欠き、又は欠くおそれがある場合を広く含むものであり、こうしたものが含まれないように加盟店管理を適切に行う必要があることに十分留意する。 また、前払式支払手段の決済手段としての確実性を確保する観

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）（新旧対照表）

改 正 後		現 行	
点から、加盟店に対する支払を適切に行う措置を講じる必要がある。		点から、加盟店に対する支払を適切に行う措置を講じる必要がある。	
(中略)		(中略)	
適否	審 査 内 容	適否	審 査 内 容
<u>反社会的勢力による被害の防止（Ⅱ－１－２）</u>		<u>反社会的勢力による被害の防止（Ⅱ－１－２）</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)
☐	反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査を実施するとともに、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力が <u>加盟店（適格寄附金受領者を含む。以下同じ。）</u> を含めた取引先となることを防止しているか。	☐	反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査を実施するとともに、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力が <u>加盟店</u> を含めた取引先となることを防止しているか。
	(略)		(略)
(略)		(略)	
<u>不適切利用防止措置（Ⅱ－２－６）</u>		<u>不適切利用防止措置（Ⅱ－２－６）</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)
☐	<u>内閣府令第23条の3第1項第2号に掲げる前払式支払手段を発行する場合、以下の各事項を講じているか。</u>	☐	<u>内閣府令第23条の3第2号に掲げる前払式支払手段を発行する場合、以下の各事項を講じているか。</u>
	(略)		(略)
☐	<u>寄附のために使用される前払式支払手段を発行する場合、以下の措置を講じているか。</u>		
	・ <u>適格寄附金受領者との契約やシステムの整備等を通じ</u>		

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）（新旧対照表）

改 正 後		現 行	
☐	<u>て、自らが発行する前払式支払手段を使用した1回当たりの寄附の金額が内閣府令第23条の3第2項第1号に規定する金額を超えないようにするために必要な体制の整備</u> ・ <u>自らが発行する前払式支払手段が適格寄附金受領者以外の者に対する寄附に使用されることを防止するために必要な体制の整備</u> ・ <u>利用者が寄附とそれ以外の用途への前払式支払手段の使用を誤認することを防止するための体制の整備</u> ・ <u>適格寄附金受領者へのなりすましや不適切な利用を検知する体制の整備</u> ・ <u>適格寄附金受領者へのなりすましや不適切な利用を検知した場合の速やかな利用停止等の対応の実施</u> <u>適格寄附金受領者の管理にあたっては、Ⅱ－3－5に準じて必要な措置を講じる必要があることに留意しているか。</u>	(新設)	(新設)
☐	<u>適格寄附金受領者が加盟店（適格寄附金受領者を除く。）にも該当する場合には、それぞれの契約の内容に混同が生じないように留意しているか。</u>		
(略)		(略)	
加盟店の管理（Ⅱ－3－5）		加盟店の管理（Ⅱ－3－5）	
(略)	(略)	(略)	(略)
☐	加盟店契約締結後、<u>加盟店（適格寄附金受領者を除く。以下、Ⅱ－3－5において同じ。）の業務に公序良俗に照らして問題があることが判明した場合、速やかに当該契約を解除できるようになっているか。</u>	☐	加盟店契約締結後、<u>加盟店の業務に公序良俗に照らして問題があることが判明した場合、速やかに当該契約を解除できるようになっているか。</u>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）（新旧対照表）

改 正 後													現 行												
(略)													(略)												
別紙様式 16（ひな型） （日本産業規格 A 4） 前払式支払手段発行者届出及び登録状況一覧表（ 年 月 日現在） 財務（支）局 (略) 2. 第三者型発行者													別紙様式 16（ひな型） （日本産業規格 A 4） 前払式支払手段発行者届出及び登録状況一覧表（ 年 月 日現在） 財務（支）局 (略) 2. 第三者型発行者												
登録番号	登録日	発行廃止	商号又は名称	都道府県名	住所	電話番号	金額表示	数量表示	物品等又は役務の内容	前払式支払手段の証票の仕様等	前払式支払手段	寄附のために使用される前払式支払手段	登録番号	登録日	発行廃止	商号又は名称	都道府県名	住所	電話番号	金額表示	数量表示	物品等又は役務の内容	前払式支払手段の証票の仕様等	前払式支払手段	(新設)
(記載上の注意) 1. ～4. (略) 5. 「寄附のために使用される前払式支払手段」は、該当がある場合、紙型「1」、磁気型「2」、I C 型「3」、サーバ型「4」を記載すること（複数記載可） (略)													(記載上の注意) 1. ～4. (略) (新設) (略)												